

# 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 概要

## 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

## 基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

## 推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

## 対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

## 南海トラフ地震防災対策推進協議会

## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

## 津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

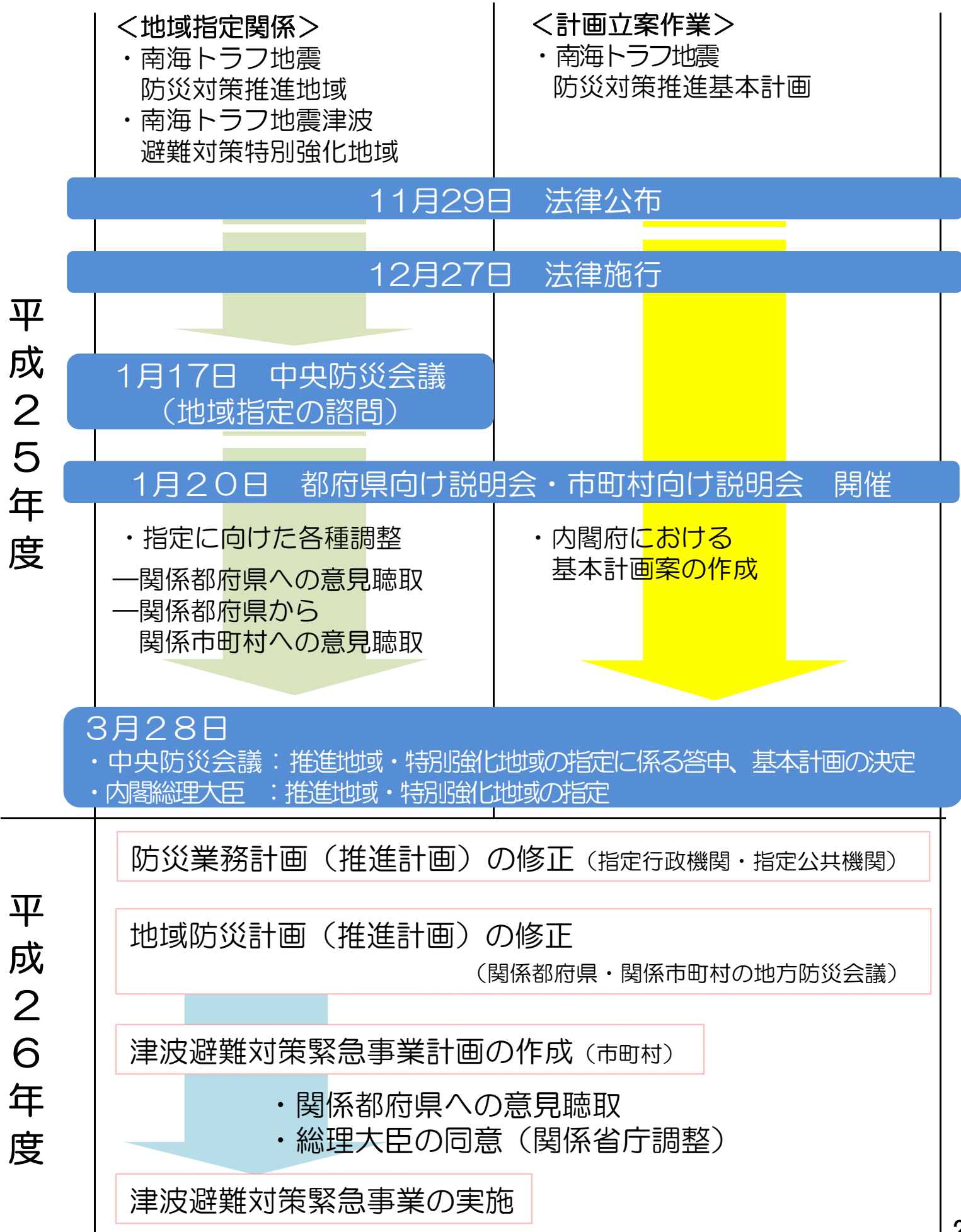
## 津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

## 津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

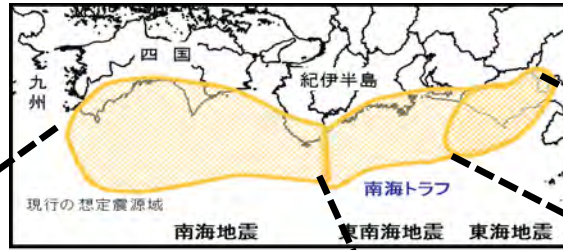
- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例  
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

# 南海トラフ地震対策特別措置法の今後の流れについて



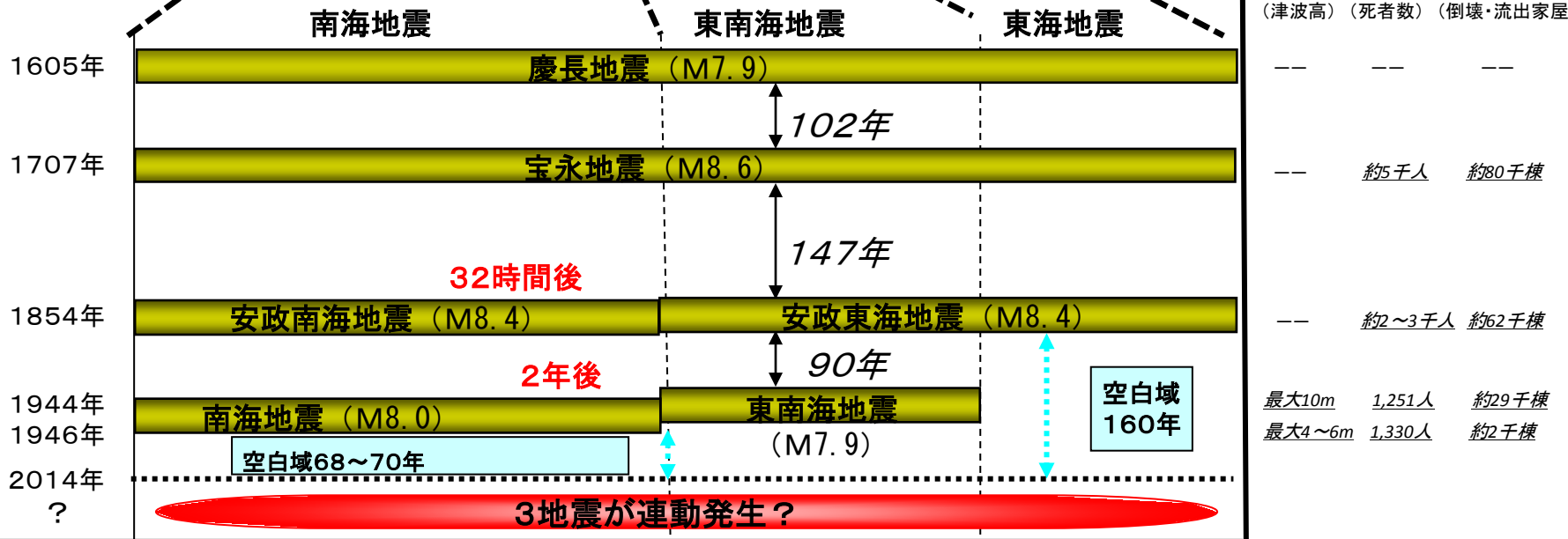
# 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

○ 概ね100～150年の間隔でM8程度のクラスの大規模地震が発生



<被害様相>

(津波高) (死者数) (倒壊・流出家屋)



○ この地域における地震(M8～M9クラス)の30年以内の発生確率



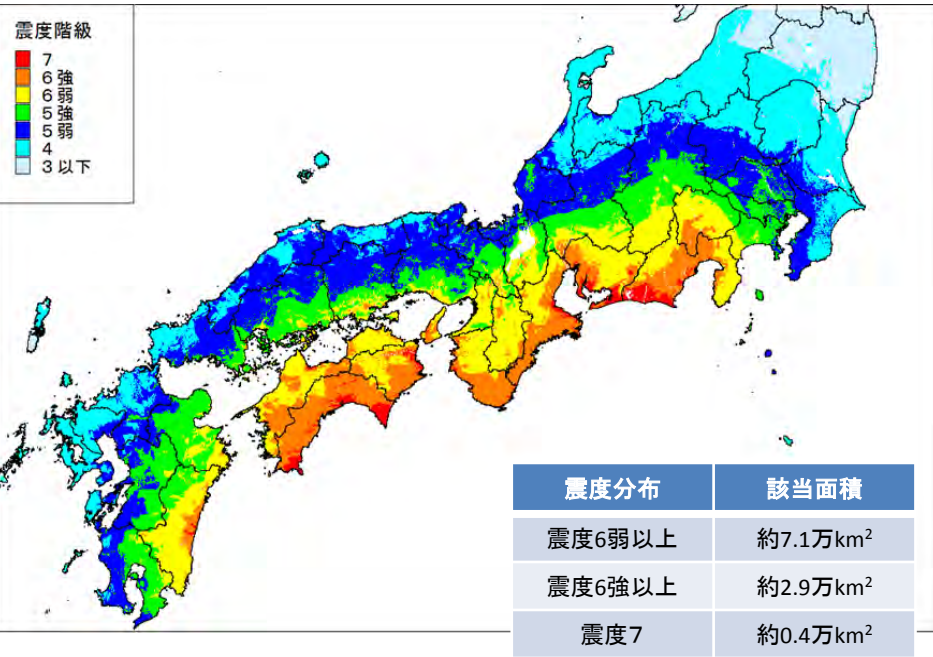
**70%程度**

# 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とし、科学的に想定し得る最大規模(M9クラス)の地震・津波を検討

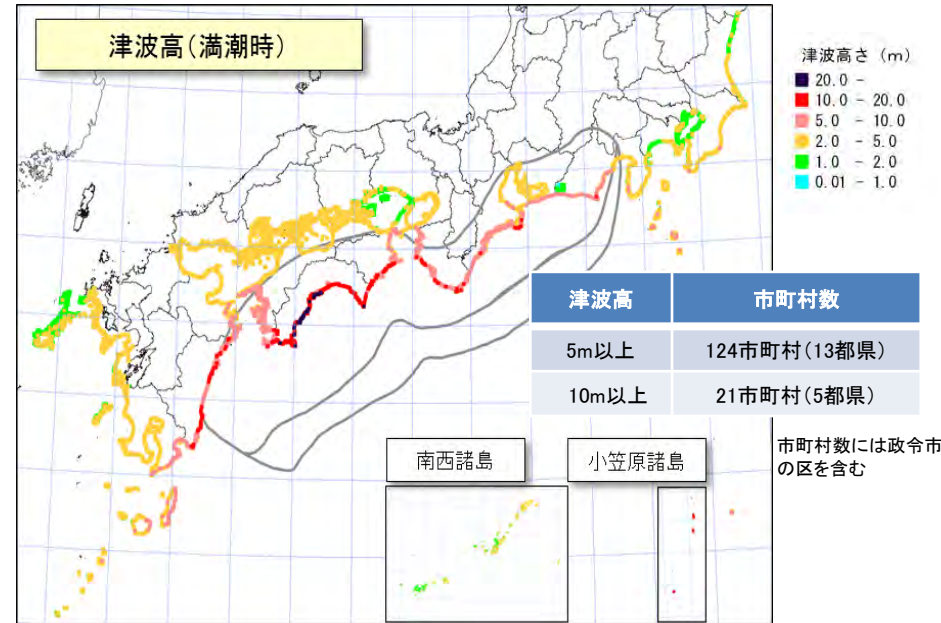
## 震度の最大値の分布図(重ね合わせによる)

推計した5ケースの震度分布(強震波形計算による震度分布4ケースと経験的手法による震度分布)を重ね合わせたもの



## 南海トラフ巨大地震による津波高分布

【ケース④「四国沖」に大すべり域+超大すべり域を設定】



## 南海トラフ巨大地震の被害想定(被害が最大となるケース)

	マグニチュード※1	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	9.0	561km <sup>2</sup>	約62万人	約18,800人※2	約130,400棟※2
南海トラフ巨大地震	9.0(9.1)	1,015km <sup>2</sup> ※3	約163万人※3	約323,000人※4	約2,386,000棟※5
倍率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

※1:( )内は津波のMw。 ※2:平成24年6月26日緊急災害対策本部発表。 ※3:堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水域。 ※4:地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害。 ※5:地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害

- 千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いものの、仮に発生すれば超広域にわたる甚大な被害が発生

# 推進すべき地震防災対策の考え方

発生頻度により二つのレベルを想定、防災・減災の目標を設定し対策を推進

## レベル1

発生頻度は高く、大きな被害をもたらす地震・津波（間隔が数十年から百数十年に一度程度）

## レベル2

発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模の地震・津波

### 地震対策

○人的・物的被害の絶対量を減らす観点から、耐震化、火災対策等を推進

### 津波対策

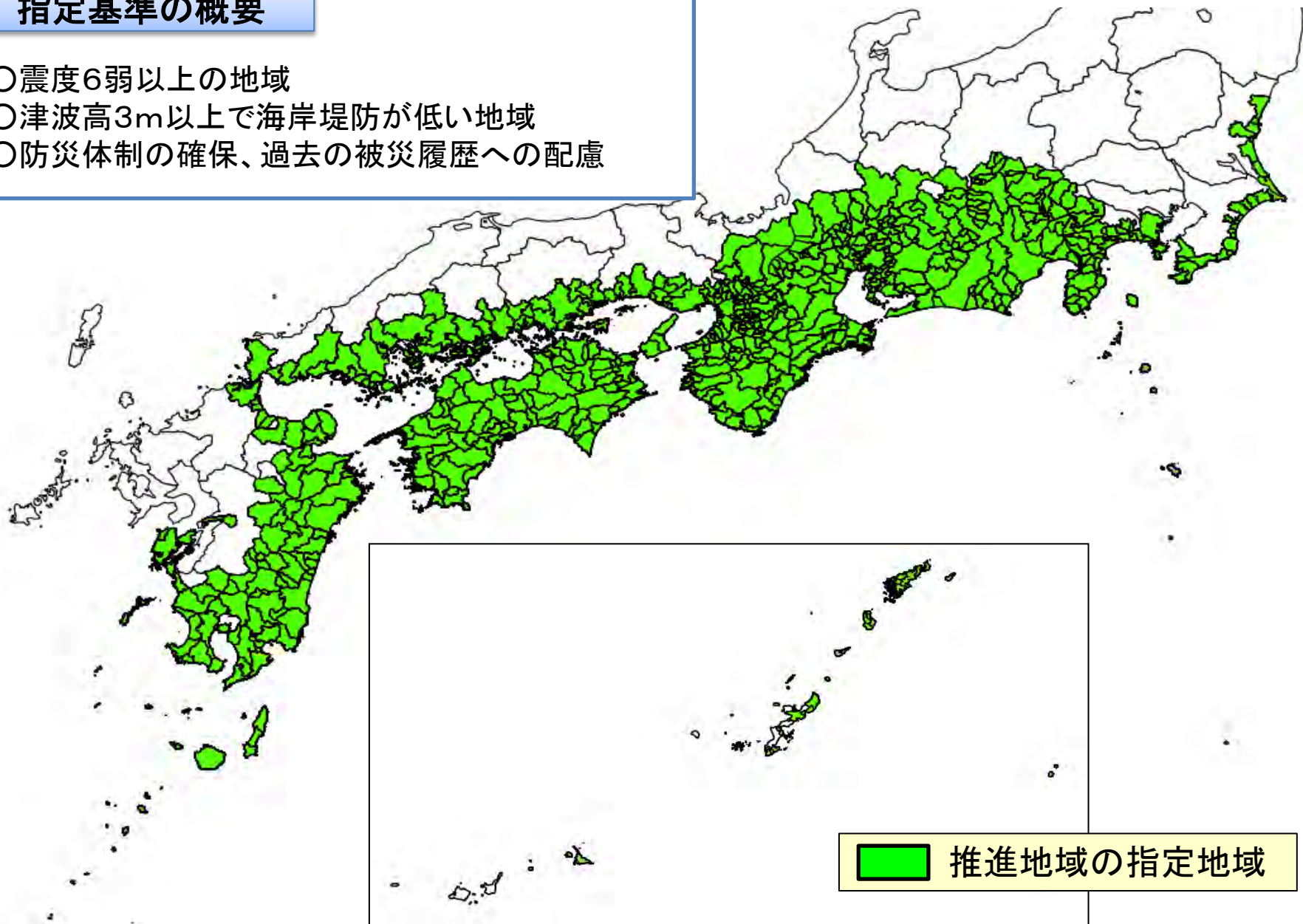
- 海岸保全施設整備等のハード対策を推進
- ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて対策を推進

- 住民避難を軸に「命を守る」ことを目標
- 情報伝達、避難施設・避難路等の整備、土地利用等のソフト対策とハード対策を総動員した、総合的な対策を推進

# 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

## 指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



# 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

## 指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
  - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
  - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



# 津波避難対策緊急事業

- 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

## 【事業内容】

- ① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ嵩上げ（通常1/2）

- ② 集団移転促進事業

⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和（農地法の特例）

⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

- ③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者の利用施設の整備（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）

⇒ 集団移転促進法の適用（用地取得等に要する経費を補助、国庫負担割合3/4）

⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当（地方債の特例）

⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮を措置（補助対象、優遇融資対象の拡充等（予定））

避難施設（例）





## 南海トラフ地震防災対策推進地域市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村及び同郡木曾町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の区域
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡、速見郡及び玖珠郡九重町の区域
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、始良郡、曾於郡、肝属郡、熊毛郡及び大島郡の区域
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域

## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村の区域
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡、中郡、足柄下郡真鶴町及び同郡湯河原町の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡及び榛原郡吉田町の区域
愛知県	豊橋市、田原市及び知多郡南知多町の区域
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域
兵庫県	洲本市及び南あわじ市の区域
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町及び同郡串本町の区域
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡及び板野郡松茂町の区域
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡及び南宇和郡の区域
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町及び同郡黒潮町の区域
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市及び津久見市の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町及び東臼杵郡門川町の区域
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町及び同郡南種子町の区域